

これからの在宅医療と介護

姫路市医師会訪問看護ステーション 課長 田中 美佐子

2025年にむけての医療・介護機能再編

2012年

- 診療報酬・介護報酬同時改定
- 地域包括ケアシステム構築に向けた医療・介護同時改定

2014年

- 診療報酬改定
- 医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実

2015年

- 介護報酬改定
- 介護予防事業を地域支援事業へ

2018年

- 診療報酬・介護報酬同時改定
- 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化

27年度制度改正の主な内容について

- ①全国一律の**予防給付**（訪問介護・通所介護）を
市町村が取り組む**地域支援事業**に移行
- ②特別養護老人ホームの新規入所者を原則、**要介護
3以上**に限定（既入所者は除く）
- ③一定以上の所得のある利用者の自己負担の引き上げ
（**2割負担**の利用者の所得条件検討）
- ④低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する
「補足給付」の要件に資産などを追加

予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入所者生活介護
- ・短期入所者生活介護
- ・訪問入浴介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具販売
- ・住宅改修 など



訪問介護、通所介護
について事業へ移行

新しい総合事業によるサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

- ・訪問型サービス
 - ・多様な担い手による生活支援
- ・通所型サービス
 - ・ミニデイなどの通いの場
 - ・運動、栄養、口腔ケア等の教室
- ・生活支援サービス(配食・見守り等)
 - ・介護事業所による訪問型・通所型サービス

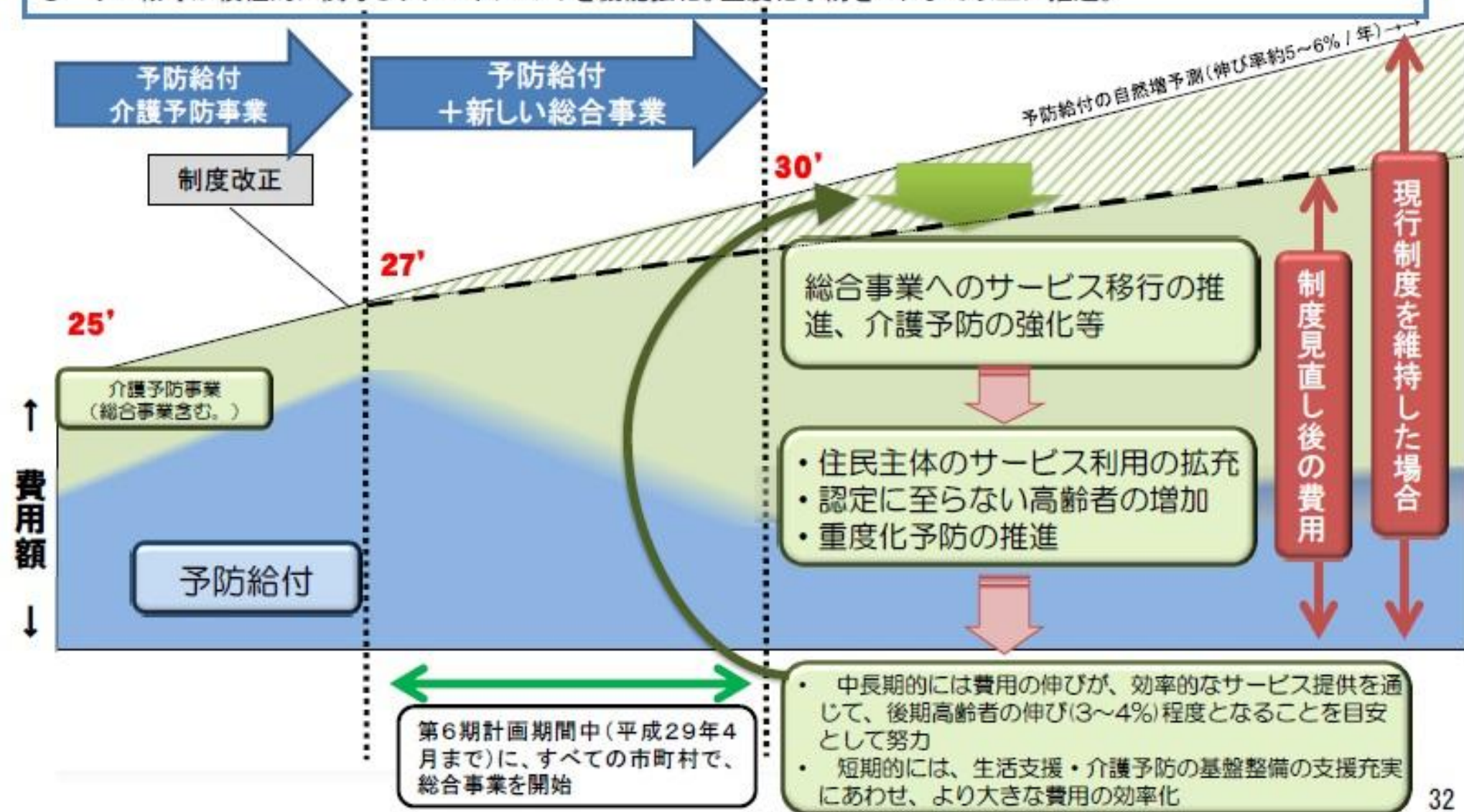
※多様な主体による多様なサービスの提供を推進
※総合事業のみ利用の場合は、基本チェックリスト該当で利用可

従来通り
予防給付で行う

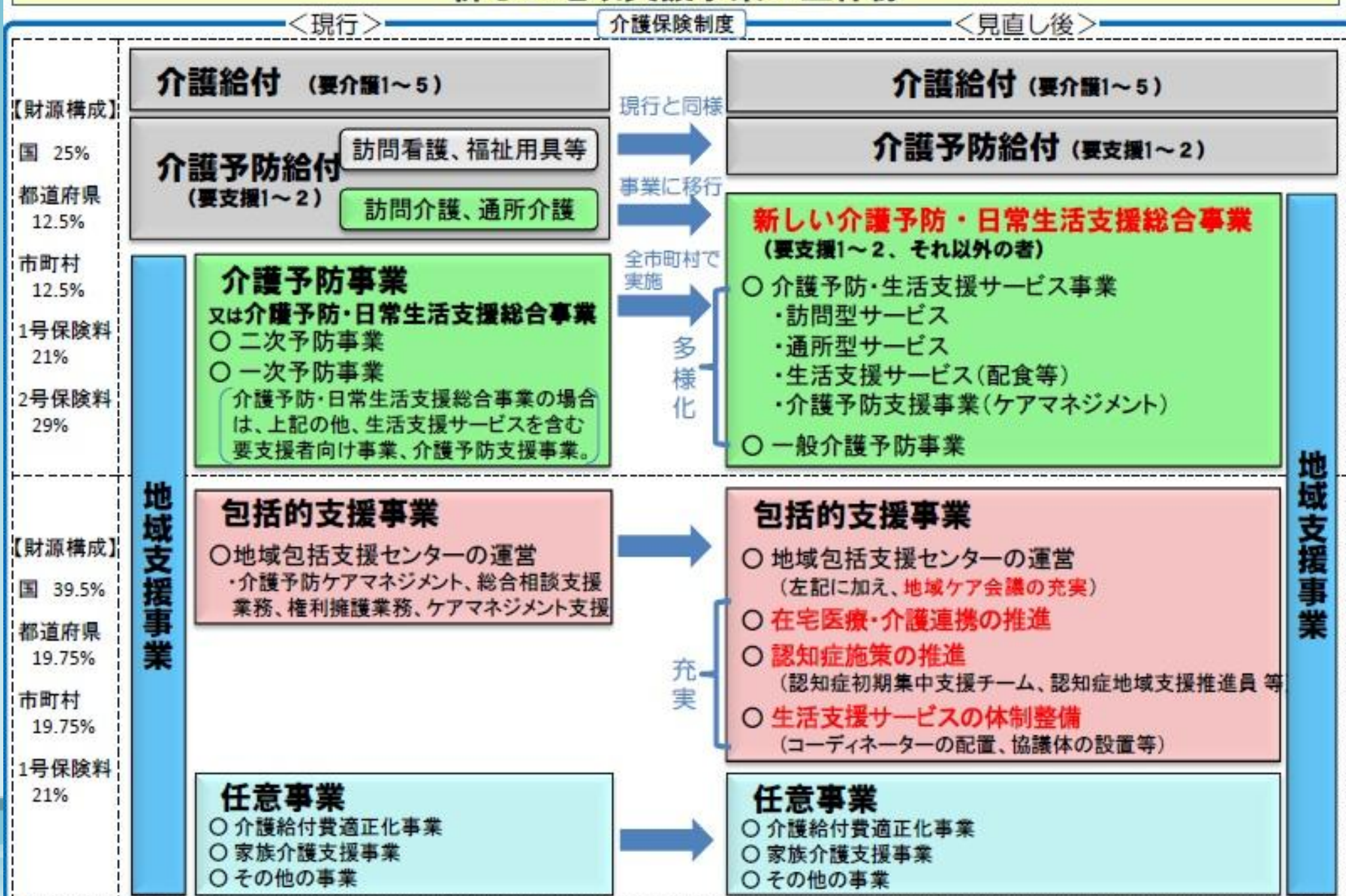


総合事業へのサービス移行の推進等による費用の効率化（イメージ）

- 総合事業への移行により住民主体の地域づくりを推進。住民主体のサービス利用を拡充し、効率的に事業実施。
- 機能が強化された新しい総合事業を利用することで、支援を必要とする高齢者が要支援認定を受けなくても地域で暮らせる社会を実現。
- リハ職等が積極的に関与しケアマネジメントを機能強化。重度化予防をこれまで以上に推進。

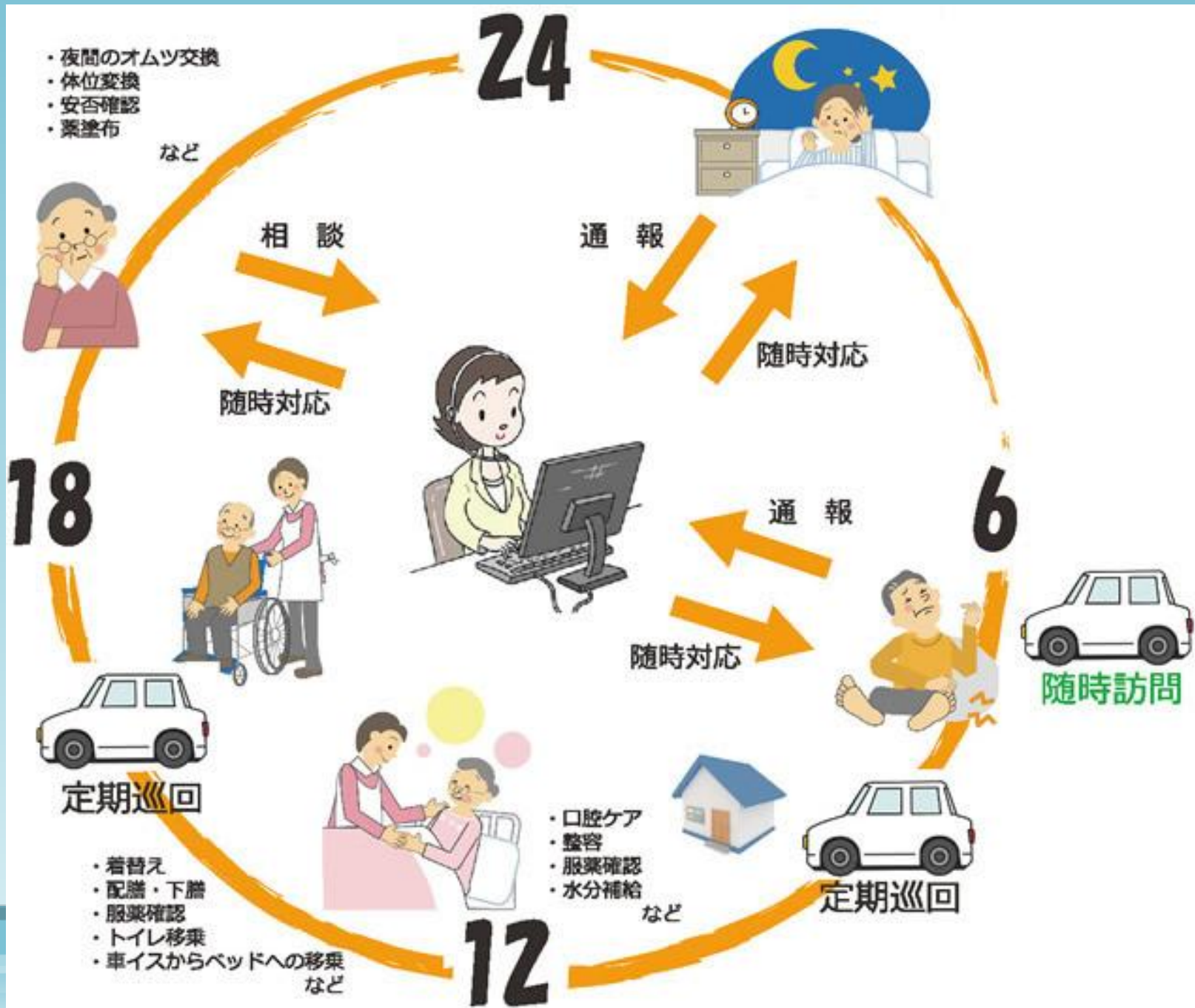


新しい地域支援事業の全体像



定期巡回・随時対応サービスの定義

- 地域密着型サービスの一類型として創設
- 対象者は要介護者のみ
- 身体サービスを中心とした一日複数回サービス
(看護や生活援助サービスについても一体的に提供)



18

24

6

12



- ・着替え
- ・配膳・下膳
- ・服薬確認
- ・トイレ移乗
- ・車イスからベッドへの移乗
など

- ・口腔ケア
- ・整容
- ・服薬確認
- ・水分補給
など

随時訪問

定期巡回

定期巡回

随時対応

随時対応

随時対応

相談

通報

通報

最終的な目標

「単身・重度の要介護者」であっても在宅を中心とする住み慣れた地域で、尊厳と個別性が尊重された生活を継続することができるような社会環境の整備

24時間地域巡回型訪問サービスの基本コンセプト

- ① 一日複数回の定期訪問と継続的アセスメントを前提としたサービス
- ② 短時間ケア等、時間に制約されない柔軟なサービス提供
- ③ 「随時」の対応を加えた「安心」サービス
- ④ 24時間の対応
- ⑤ 介護サービスと看護サービスの一体的提供

定期巡回・随時対応訪問介護・看護

●介護・看護一体型

定期巡回・随時対応事業所

訪問看護
ステーション
とは限らない

介護職員
入浴、排泄、
その他の日常
生活上の世話

看護職員
療養上の世話
診療の補助

介護・看護の一体提供

●介護・看護連携型

定期巡回・
随時対応事業所

訪問看護事業所

連携

介護職員
入浴、排せつ
その他の日常生
活の世話

看護職員
療養上の世話
診療の補助

介護・看護の一体提供

介護報酬の考え方について

- 利用者の心身の状況に応じて、必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供しつつ、利用者の一部負担の変動を回避し、かつ事業者の収入の安定化を図る観点から、包括払い方式を基本としてはどうか。
- 本サービスの利用者のすべてが**医師の指示に基づく看護サービスを受けるとは限らない**ことから、医師の指示に基づく訪問看護を受ける者とそれ以外の者（介護サービスと看護職員による定期的なアセスメントを受ける者）ごとに包括化してはどうか。

問題と考える点①

- ①一体型の事業所は、訪問看護事業所が必ず併設されているのではなく運営基準に則って看護師が配置されている。
- ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（1）は訪問看護サービスを行わないサービスつまり医師の指示がいない、看護職員による定期的な訪問である。
- ③サービス付き高齢者住宅等の集合住宅における囲い込み防止の為に地域への展開が必要

問題と考える点②

- ④ケアプランに位置づけられたサービス提供日時にかかわらず、**計画作成責任者**がケアプランの内容や利用者の状況を踏まえ、サービス提供日時を決定する。
- ⑤包括払い方式とした場合、事業所の**サービスの過少供給**が生じる可能性がある。

泊まり

通い

看護

介護

複合型事業所

通い

訪問

泊まり

小規模多機能型居宅介護と訪問看護



看護の評価を包括払いとする場合のイメージ

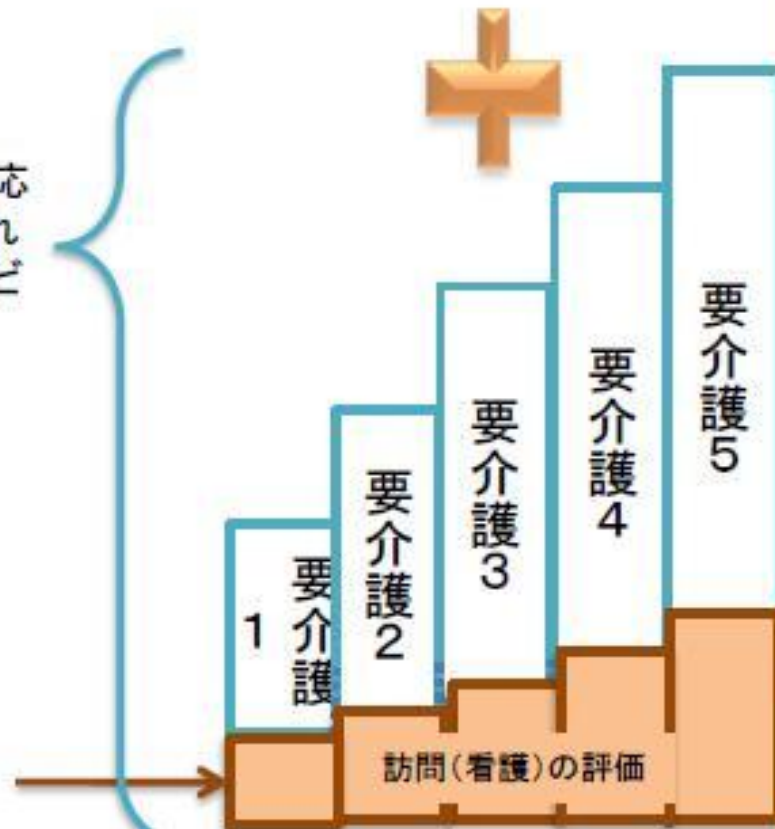
利用者の状態
に応じたサービス
提供や事業所の
体制に対する
加算

訪問(看護)に係る加算

通い、訪問(介護)、泊まり
に係る加算

要介護度に応
じて算定され
る基本サービ
ス費

想定される必
要なサービス
量に応じ、訪
問(看護)の評
価を包括化



機能強化型訪問看護ステーション

●機能強化型訪問看護管理療養費 1 算定要件

1.常勤の保健師、助産師、看護師又は準看護師の数が**7名以上**

(サテライトに配置している看護職員も含む)

2.24時間対応体制加算の届出をしている

3.ターミナルケア療養費又はターミナルケア加算の算定件数が年に**20件以上**

4.特掲診療料の別表 7 に該当する利用者が**月に10人以上**いること

5.指定訪問看護事業所と居宅介護支援事業所が同一敷地内に設置され…

等

機能強化型訪問看護ステーション

●機能強化型訪問看護管理療養費 2 算定要件

1.常勤の保健師、助産師、看護師又は準看護師の数が **5 名以上**

(サテライトに配置している看護職員も含む)

2.24時間対応体制加算の届出をしている

3.ターミナルケア療養費又はターミナルケア加算の算定件数が年に **1 5 件以上**

4.特掲診療料の別表 7 に該当する利用者が月に **7 人以上** いること

5.指定訪問看護事業所と居宅介護支援事業所が同一敷地内に設置され…

等

ご清聴ありがとうございました

